

お知らせ

国土交通省が施行する一般国道6号改築工事（千代田石岡バイパス・茨城県石岡市石岡字南光院下地内から同市中津川字平足塚地内まで及び同市東田中字新田地内から同市東大橋字逆井地内まで）及びこれに伴う市道付替工事について、令和3年4月22日土地収用法による事業の認定の告示及び手続の保留の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事項についてお知らせします。

記

一 事業の認定の告示があった土地

イ 収用の部分

茨城県石岡市石岡字田島下、字南光院下、字三面寺下、字三面寺及び字大越、田島二丁目、中津川字池上、字溜池上、字大六天、字大越、字小目代、字上、字上富田前、字下富田前、字牛久保、字下富田、字叶内及び字平足塚、東田中字新田、字新田前、字箕崎及び字八幡並びに東大橋字新山及び字逆井地内
茨城県小美玉市栗又四ヶ字逆井地内

ロ 使用の部分

茨城県石岡市石岡字田島下、字南光院下、字三面寺下、字三面寺及び字大越、田島二丁目、中津川字池上、字小目代、字上富田前、字下富田前、字牛久保及び字平足塚、東田中字新田、字箕崎及び字八幡並びに東大橋字新山及び字逆井地内
茨城県小美玉市栗又四ヶ字逆井地内

（注）この土地を表示する図面は、石岡市役所都市計画課及び小美玉市役所都市整備課でご覧下さい。なお、この図面のうち、黒色の斜線をもって表示してある部分は、収用又は使用の手続きを保留している土地であって、手続き開始の告示があるまでは、後記のような事業の認定の告示の効果は発生しません。（ただし、手続を保留している土地であっても、土地の形質を変更しようとする場合については、事業の認定の告示の効果が発生します。）

二 土地価格の固定について

右記一の土地については、事業の認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

三 関係人の範囲の制限について

事業の認定の告示があった日以降に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

四 土地の形質変更及び損失補償の制限について

土地の形質を変更しようとする場合は、あらかじめ茨城県知事の許可を必要とします。また、事業の認定の告示があった日以降に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ茨城県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

五 土地所有者及び関係人が受けることができる補償について

土地所有者は土地に対する補償金を、土地に関する所有権以外の権利を持っている者はこの権利に対する補償金を、建物等の所有者及び借家人等は移転に必要な補償金を、それぞれ受けることができます。

六 裁判申請の請求について

裁判申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁判の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

七 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁判申請の請求とあわせてしなければなりません。

八 明渡裁判の申立てについて

明渡裁判の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接茨城県収用委員会あてに申立てをすることができます。

九 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容を記載したパンフレット「土地収用法に基づく事業認定が行われたことに伴うお知らせ」を国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所、石岡市役所都市計画課及び小美玉市役所都市整備課において配布いたします。

十 その他不明な点については、左記事務所に照会して下さい。

茨城県水戸市千波町一九六二番二

国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所用地第二課 電話（〇二九）二四〇一四〇六四